



厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表

平成29年12月6日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 長濱 直次

労働衛生専門官 長嶺 進

電話：098（868）4402

県内のストレスチェック実施率は 66.7%

ー沖縄県内のストレスチェック実施状況（平成28年末時点）ー

1. ストレスチェック制度の実施状況について（県内概要）

職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、平成27年12月から50名以上の労働者を使用する事業場に対し、年1回のストレスチェック実施及び労働基準監督署への報告が義務づけられています（50名未満は努力義務）。

平成28年12月末時点の状況は以下のとおりです。

● 実施事業場について

ストレスチェック制度の実施義務対象事業場のうち、66.69%の事業場がストレスチェックを実施していた。管轄署別では、沖縄労働基準監督署管内の74.47%、次いで名護労働基準監督署管内の66.23%、那覇労働基準監督署管内の64.14%の順であった。

● 受検した労働者について

ストレスチェック実施事業場のうち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は74.02%であった。管轄署別では、八重山労働基準監督署管内の76.98%、次いで名護労働基準監督署管内の76.04%、那覇労働基準監督署管内の75.49%の順であった。

● 面接指導を受けた労働者について

ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は0.52%であった。管轄署別では、八重山労働基準監督署管内の1.11%、次いで宮古労働基準監督署管内の0.76%、那覇労働基準監督署管内の0.60%の順であった。

● 集団分析実施事業場について

ストレスチェック実施事業場のうち、集団分析を実施した事業場の割合は73.45%であった。管轄署別では、名護労働基準監督署管内の78.43%、次いで宮古労働基準監督署管内の77.78%、那覇労働基準監督署管内の76.16%の順であった。

別添 ストレスチェックの実施状況

参考 ストレスチェック制度の概要

ストレスチェック実施状況(沖縄県内)

H28.12.31現在

	那覇署	沖縄署	名護署	宮古署	八重山署	局計
要実施事業場数①	739	333	77	34	48	1231
実施事業場②	474	248	51	18	30	821
実 施 率 (%) (②÷①)	64.14	74.47	66.23	52.94	62.50	66.69
労働者数③	69655	34801	7536	1673	2572	116237
受検労働者数④	52586	24692	5730	1055	1980	86043
検査実施率 (%) (④÷③)	75.49	70.95	76.04	63.06	76.98	74.02
受検労働者数④	52586	24692	5730	1055	1980	86043
面接指導労働者数⑤	313	86	17	8	22	446
実施率 (%) (⑤÷④)	0.60	0.35	0.30	0.76	1.11	0.52
集団分析実施事業場数⑥	361	171	40	14	17	603
実施率 (⑥÷②)	76.16	68.95	78.43	77.78	56.67	73.45

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび
面接指導の実施状況の報告
※義務

**労働基準監督署に
実施結果報告書を提出**

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析
（※努力義務）

個人の結果を一定規模
のまとまりの集団ごと
に集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に
向けた
検討事項

右のような項目
について、話し
合いましょう。

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト



- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索